

県南さんぽだより 第14号

発行所 茨城県南地域産業保健センター TEL 0297-79-1066 Fax 0297-79-1068 発行人 鶴見 稚
 ホームページアドレス <http://www.intio.or.jp/m-sanpo/>

「産業医の気持」 細井クリニック 院長 細井大二

茨城県南産業保健センターから寄稿依頼が来たのでいろいろと考えたが、難しい法律問題は当面さておいて、日本の将来について考えてみることにした。

いろいろな説があるが、まあ、あと500年以内に日本人は消滅するそうで、確かに出生率が下がっているからそうなるだろう。日本人がいなくなるのであれば、私の大好きな箸の文化も無理というものだ。

とにかく最近の日本人には箸の使えない人が増加していると思う。箸を使う文化圏は世界の3分の1だそうで、ナイフフォーク文化圏も3分の1。残るは手の文化圏ということで、手で食事をする民族が世界の3分の1とは驚きだ。世界の3大主食をご存じそれは「米」「麦（パン）」とバナナです。バナナが主食の民族は箸やナイフで食べることは考えられない。有名なタレントの某氏がテレビ番組で箸を使えないことを証明されて「食べられなくてもいいんだ、練習はしない」といっていたのを思い出した。そういえばもう故人になった和食の先生も正しくは使えなかった。

正しいとか正しくないとか言い切るのは難しい。私事になるが30代も前半の頃、友人の男3人で京料理を味わっていたとき女将に綺麗な箸使いと京都弁で誉められたことがある。2人の友人からもう一度見せてよといわれ、意識したらぎごちないものになってしまったのを思い出す。正しい持ち方は箸先に力が入り、一本を親指の根元と薬指の爪の付根で固定すると普通の女性が箸先を引っ張っても取ることはできない。もう一本を第一指、第二指、第三指の指頭で操れば楽に操作できる。魚の小骨も楽にとれる。日本は不況と云われて久しいが、食物に関しては歴史始まって以来の好景気で、テレビでは

美味しいものを追求する番組が沢山ある。蕎麦打ち名人が蕎麦講釈をして、タレを少し付けるのが通の食べ方と云い、蕎麦を箸にうまく引っ掛けて見せたが、見苦しい限りだ。世界中の食材が各家庭に揃い季節に関係なく食べられる。ビニールハウスが何処にもある。小学校の修学旅行で見学した静岡県久能山の石垣イチゴはどうなっているんだろう。真夏のキウイが真冬にニュージーランドから空輸されて店頭には並ぶ。しかも格安に。日本人に肥満が増え、糖尿病が増している。

龍ヶ崎市に開業してからもう17年も経つが、それよりもずっと前、渋谷のハチ公前のビルの6階で診療所を開いていた頃、従業員250人程の会社の産業医だったことがある。あの頃の産業医は特段の資格は不必要で医師免許証さえあればよい時代だった。あの会社の専務氏は、わざわざ私に産業医になってくれと頼んでおきながら、「どうぞ、なるべく巡視には来ないで下さい、東京都の規定の料金はお払いますので」と付け加えたことが、私には忘れられない。インフルエンザの予防接種も、社員全員接種をめざし社長も役員も従業員も、皆が受けているのに、自分だけは一度も受けなかった。余り程注射が嫌いだったのだろう。

事業場を巡視すれば、何かは出てくるものだ。1回や2回は隠れていてもそのうち見つかるものだし、改善せよ、といわれれば、従うには金もかかる。だから「来ないで欲しい」となる。

今は産業医の資格がなければ新規に産業医にはなれないし指導に従わなければ罰則規定もある。とはいえ、直ぐに労働基準監督署に電話するのも難しい事だ。

産業医をやっているのも結構切ないものだ。まあ、いろいろなことがあっても、怪我や病気のない職場で働いて満足する人が多くなるように、と思っている。私も幾つもの云いたいことがあるけれども今の日本に満足しよう。

【産業保健関連情報】

－ 15年 8月 －

判り易く実務の進め方を記載した「小規模事業場産業保健マニュアル」を労働福祉事業団が策定し全国的に配布。

－ 15年 10月 －

石綿のうち技術的に代替可能な石綿含有製品については平成16年10月から製造禁止になる予定との方針が示された(平成15年10月30日付け基発第30007号)。

－ 15年 12月 －

- ・茨城労働局がアーク溶接作業と金属等の研磨作業を対策重点事項とする第6次じん障害防止総合対策を発表(平成15年12月24日付け茨労収基第1439号)。
- ・第15回「職場における健康診断推進運動」が平成16年2月中に展開される予定。
(主催;中央災害防止協会、全国衛生団体連合会 後援;厚労省 協賛;日本医師会、経団連ほか)

【竜ヶ崎労働基準監督署から】

- ・健康診断結果報告はお済みでしょうか。50人未満の事業場は一般健診実施報告の義務付けはありませんが、特殊健診については労働者規模枠がないのでお早めに報告をお願いいたします。
- ・じん肺に関連しては、今年度から肺がんに関する検査が増えたのでじん肺健康管理実施状況報告様式が一部変更になっています。

(社) 竜ヶ崎労働基準協会からのお知らせ
検診車による健康診断をご希望の事業場には、当協会が斡旋します。お申し込みは、
電話 0297(62)7923

【県南地域産業保健センターから】

○健康診断実施後のフォローについて

企業の運営と事業の発展に欠かせない従業員の健康管理について近年の職場の健康診断の実施結果ではなんらかの有所見者が4割を越えるという著しい問題状況にあります。最近はとりわけ過重労働問題が憂慮されるところで、茨城県内でも平成14年発症の次の事例が労災と判断されたところです。

機械器具製造業に従事していた46歳の技術者(男、勤続21年)が、正月休み明けの午前10時からの会議に出席中、腹痛のため会議室から出たところで倒れ、救急車で病院に収容されたが急性大動脈解離で死亡。その作業態は、長時間の過重業務による疲労の蓄積があり回復が図られることがなかったとのことでした。対策としては、

- ①産業医等の助言指導を受け原因の究明と再発防止の徹底をはかること。
- ②過重な長時間労働を行わないようにするため、労働者の労働日ごと始業就業時刻を確認し、これを記録して時間外労働を1ヶ月当たり45時間以内にするよう削減に務めること。

とされました。

健康診断における有所見者の発生理由は単純には言い切れず、職場環境、労働条件また生活管理等多様な要素が関連するので、健康な生活環境の確保のためには実施後のフォローが必要であり、これによって健康診断が生きるともいえます。

職場健診実施後の対応について労働安全衛生法は、既にご承知のとおり「異常の所見があった者に対して健康を保持するための必要な措置について医師の意見を聴かなければならない(労働安全衛生法66条の4)」としています。

異常のあった健康診断結果を専門家である医師に見せて、どのような措置が必要であるのか意見を述べてもらい、その意見を改善措置に反映することが期待されています。具体的には

- ①診断実施後3か月以内に
- ②医師から意見聴取して
- ③意見を健康診断個人票に記入してもらう

こととなりますが、この意見聴取を担当する医師は、健康診断実施診療所の医師、健康診断機関の医師、地域産業保健センターの医師のいずれでも産業医資格を有する先生であれば構いません。